様式第２号(第５条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物  　　　　　　　　　　　　　　　設置  届出書  管理責任者  変更  年　　　月　　　日  　　広　島　市　長　様  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話  設置  変更  　　特別管理産業廃棄物管理責任者を　　　　したので、広島市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正  管理指導要綱第５条の規定に基づき届け出ます。 | |  |
| 保管事業場の名称・  所在地 | 名　称  所在地  　電　話 |  | |
| 特別管理産業廃棄物  管理責任者の職名・氏名 | 職 名  氏 名 |  | |
| 特別管理産業廃棄物  管理責任者の資格 | １．第２号（イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チ）  ２．第２号リ【講習会修了　（修了証番号第　　　　　　　　　号）】 |
| 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更の年月日及びその事由（初めて設置する場合は「新規設置」と記入） | 年　　月　　日  （事由） |
| 備　　考　　欄 |  |

備考　「特別管理産業廃棄物管理責任者の資格」欄には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17第2号イからリ（裏面参照）までのうち、該当するものに○を付し、実務経験者は経歴書等、講習会修了者は修了証の写しを添付してください。

○　特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の１７第２号）

イ　２年以上法第２０条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

ロ　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。ハにおいて同じ。）又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。ハにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、２年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ　学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、３年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ニ　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。ホにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、４年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ホ　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、５年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

へ　学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、６年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ト　学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、７年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

チ　１０年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

リ　イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者